

青森県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器賃貸借

仕 様 書

令和7年7月

青 森 県

目 次

- 1 調達概要
- 2 賃貸借期間
- 3 調達内容
- 4 納品物
- 5 調達にあたっての前提要件
- 6 調達機器要求仕様
- 7 その他

1 調達概要

本件は、青森県（以下「県」という。）住民基本台帳ネットワークシステムについて、令和7年10月末にリース満了となることから、引き続き同等の機能を継続使用するために業務端末機器等の調達を行うものである。

また、業務端末機器及びプリンタの設置作業、端末管理サーバのラック搭載作業及びリース期間中の保守作業についても本件に含めて調達するものである。

2 賃貸借期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日までとする。

ただし、動作検証作業に合格した段階で納品と認めるので、契約締結後速やかに指定場所への搬入を開始すること。

3 調達内容

調達に含まれる内容は以下のとおりとする。

3-1 機器賃貸借

3-2 機器稼働に必要となるOS及びソフトウェア賃貸借

3-3 上記3-1及び3-2の動作確認のために必要となるインストール及び初期設定

3-4 機器及びソフトウェア管理台帳（機器管理番号、MACアドレス、プロダクトID等と確実に判別できる情報が一覧としてわかるもの）

3-5 上記3-4の機器本体及びソフトウェアに対するラベル作成・貼付

ラベルには、契約名、ホスト名、リース会社、リース期間、障害時等連絡先を記載する。

なお、ソフトウェア媒体のうち、ラベル貼付が困難なものについては、保管用ケースを帯する等して、契約名がわかるようにすること。

3-6 物件搬入

3-6-1 仮搬入

早期に通電及び初期動作の確認を行う必要があるため、無停電電源装置（以下「UPS」という。）を除く機器については、契約締結後、速やかに別途更新等設定を委託する業者（以下「設定業者」という。）が指定する仮設定場所に搬入を行い、動作確認のために必要となるインストール及び初期設定を行った上で、設定業者に引渡し、動作検査を受けること。

なお、当該作業に必要なスペース、電源及びLANケーブルの準備、並びに検査後の梱包は設定業者が行うので、引渡し日及び引渡しリストを作成の上引渡しを行うこととして、遺失、紛失等の無いように注意すること。

ただし、設定業者による作業を行った際に、動作不具合、破損、仕様不適合が見られた場合は仕様を満たす機器への交換を行った上で再検査を受けること。

3- 6- 2 本搬入

上記 3-6-1 の作業が全終了し、設定業者による梱包が終了した物件について、設定業者からの指示により、仮搬入場所から以下の設置場所に移送すること。

(業務端末機器及びプリンタ)

別紙 1 のとおり

(端末管理サーバ)

県総務部行政経営課（以下「行政経営課」という。）第 2 サーバ室

3- 6- 3 スケジュール確認

仮搬入及び本搬入の具体の日程については、設定業者とそのスケジュールについて別途協議を行った上で決定すること。

3- 7 本搬入時の調達物件の設置

3- 7- 1 業務端末機器及びプリンタ

原則として、既設業務端末及びプリンタと置換すること。

3- 7- 2 端末管理サーバ

設定業者の指示に従い、既設ラック内に設置することとし、別途設定業者から示されるラック内実装図に基づき作業を行うこと。

なお、設置後に移設が必要となった場合の作業は設定業者が行い、先のラック内実装図に変更が生じた場合は最終のラック内実装図として県から提供を行うので、当該内容により保守作業を行うこと。

3- 8 上記 3-7 後の本調達物件の LAN 配線及び電源調整

3- 9 リース満了後の撤去及び回収

リース満了後は、県と引き渡しスケジュールを別途協議の上、撤去及び回収作業を行うこととし、その作業に要する経費も本調達に含むこと。

3-10 資源有効利用促進法に基づく引き取り

資源有効利用促進法に基づく引き取りを行うこと。

3-11 リース期間満了後及び機器交換時における記録媒体内の情報の消去並びにデータ消去証明書（消去方式、作業実施日、作業機器がわかるもの）の提出

3-12 リース期間内のオンサイトでの機器保守

3-12- 1 保守受付は 24 時間 365 日とし、情報システム課管理システム運用担当者（以下「運用保守担当者」という。）から障害対応要請があった場合は、30 分以内に状況確認等の保守対応を開始すること。

また、ハード障害の場合、運用保守担当者と連絡調整の上、代替機器を使用する等して、速やかに対応を図ること。

3-12- 2 オンサイトでの保守が困難等の理由により、センドバックによる保守を行う必要がある場合は、代替機器を使用する等して、システム停止が発生しないよう措置すること。

また、障害原因究明作業を行い、運用保守担当者にその内容について報告すること。

3-12- 3 UPS については、センドバックによる修理も可とするが、当ケースの場合でも、システム使用不可となる時間が長時間に及ぶことのないよう、既存機器を直接接続する等して対応すること。

また、バッテリーについては、2.5年経過時を目途として、事前に県とその作業日時を協議した上で交換を行うこととし、その部材、作業経費及び専用回収先への搬送代行経費を全て本調達に含むこと。

- 3-12- 4 賃貸借期間内における保守部品については、メーカーの部品保証期間に限らず、保守対応を行うこと。
- 3-12- 5 部材劣化、耐用年数経過等による予防保守が必要な場合は、その都度システム停止時間及び影響範囲を県に説明の上、事前に了承を受けてから実施すること。
- 3-12- 6 修理作業については、運用保守担当者がシステム正常動作について確認済となった時点で完了と見なす。

3-13 リース期間内のソフトウェア保守

- 3-13- 1 ソフトウェア保守の更新費用を含めること。
- 3-13- 2 運用や障害等で問合せ対応をするための保守経費を本調達に含めること。
- 3-13- 3 セキュリティパッチ、バージョンアップ及びリビジョンアップ等の修正プログラム入手のための保守経費を本調達に含めること。
ただし、インターネットへの直接接続を禁止するので、手動等による実施を可能とするよう必要な権利又は媒体を本件に含めて準備すること。

3-14 技術問合せに係る支援経費

契約締結後、導入、設定及び運用保守担当者作業の際に、ハードウェア及びソフトウェアにおける技術的な問合せに対応し、運用保守担当者が上記 3-6 の場所において現地対応を行う際の作業支援、技術的アドバイス及び立会依頼への対応を行うための費用を本調達に見込むこと。

3-15 リース満了後の再リースへの対応

リース満了後、県の指示により再リース契約を締結することが可能であること。
また、再リース契約を締結する場合、上記 3-12～3-14 と同様の保守サービスの提供が受けられること。

4 納品物

4- 1 納品物

納品物は次のとおりとする。

なお、電子媒体に使用するファイルは、Microsoft Office 2021 又は同等品で読み書きできる形式で作成することとし、納品に使用する媒体は CD 又は DVD とする。

- 4- 1- 1 契約締結後速やかに納品を行うものは次のとおりとする。
 - ① 機器一式（ラベル貼付済のもの）
 - ② ソフトウェア一式（ラベル貼付済のもの）
 - ③ 連絡体制図（上記 3-12 参照。電子媒体で 1 部）
 - ④ 取扱等製品マニュアル（日本語。電子媒体で 1 部。）
- 4- 1- 2 リース開始時まで、管理台帳（上記 3-4 参照。）を電子媒体で納品を行うこととする。

4- 2 機器及びソフトウェアの納期

契約締結後、速やかに開始すること。

ただし、仮搬入・本搬入共に保管用スペースが限られるので、個々の具体的な納期は上記

3-6 と合わせて設定業者と協議の上決定すること。

4- 3 契約書類納入場所

青森県青森市新町二丁目 4-30 北棟 8階 行政経営課

5 調達にあたっての前提要件

本仕様書に使用しているメーカー名、製品名は一般的に広く使用される呼称を用いている。正式名称の確認については、入札説明書内に記載する県が指定する問合せ先への質問により行うこと。

5- 1 総則

機器調達にあたっては下記に留意すること。

- 5- 1- 1 機器更新後も、県行政情報ネットワーク（以下、「全庁 LAN」という。）を始めとしたネットワーク、同ネットワーク上で継続稼働している基幹業務環境が、従来どおり安定稼働を継続していくため、既存ネットワーク環境及び既存稼働システムに特殊な設定変更あるいは追加設定を要求することのないものとする。特に、動作保証をしていないソフトウェア及び機能の使用により本件の仕様を満たす場合は、要求仕様を満たしていないものとして判断するので注意すること。
- 5- 1- 2 既存通信機器に設定してある Cisco 社タグ付き VLAN 構成に影響を与えないこと。

5- 2 ライセンス

- 5- 2- 1 オープンソースのソフトウェアライセンスに関しては、GPL (GNU general public license) ・GNU LPGL (GNU lesser general public license) 及びそのソフトウェアのライセンス内容に従うこと。
- 5- 2- 2 Microsoft 製品調達の際、県が所有するライセンスキーあるいはプロダクトキー等コード番号を必要とする場合は、別途照会すること。

5- 3 その他特記事項

- 5- 3- 1 同等品を納入する場合、仕様条件適合及び上記 5-1 の証明は応札者側で行うこととし、仕様を満たさないことが判明した場合は、納入者の責任及び負担により、速やかに仕様を満たす機器への入替を行うこと。
- 5- 3- 2 環境への配慮として、次の要件を極力満たす機器とすること。
 - ① グリーン購入法・グリーン購入ガイドラインに準拠していること。
 - ② 国際エネルギースタープログラムの基準を満たしていること。
 - ③ RoHS 指令に準拠していること。
 - ④ エコマークを取得していること。
 - ⑤ JEITA 3.0 に準拠していること。
- 5- 3- 3 機器設置時等に全庁 LANIP アドレスを使用する場合は必要数を県に申請の上、配付を受けること。
- 5- 3- 4 本仕様書に定める作業を行うために既稼働ネットワーク及び既稼働システムの停止が必要となる場合は、事前に県からその作業日時及び作業内容について了承を得た上で実施すること。
- 5- 3- 5 本仕様書に記載されていない部材等でも、本仕様を満足するために必要と応札者が判断した場合については排除するものではないが、その調達にあたっては、本件に含めて用意すること。

6 調達機器要求仕様

調達機器に求める仕様を以下に記述する。

6-1 機器種類一覧

県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器種類については次のとおりである。

No	機器種類	数量	単位	備考
1	業務端末機器等	32	式	
2	照合情報読取装置	32	式	
3	ICカード/ライター（オープン型）	32	台	
4	テンキーパッド	32	台	
5	ネットワークプリンタ	7	台	
6	ローカルプリンタ	19	台	
7	端末管理サーバ	1	式	

6-2 機器仕様詳細

調達する機器の詳細は、次のとおりである。

6-2-1 業務端末機器等

6-2-1-1 業務端末ハードウェア

項目	仕様
形状	・ディスプレイ一体型又はディスプレイ背面に装着可能なデスクトップ型であること。
CPU	① インテル社製で動作周波数 4.2GHz 以上であること。 ② 1CPU でコア数 4 以上、スレッド数 8 以上であること。 ③ 3 次キャッシュが 12MB 以上であること。 ④ ①～③を満たす CPU を 1 個以上装備すること。
メモリ	・8.0GB 以上搭載すること。
内蔵ハードディスク	・500GB 以上を本体に内蔵すること。
ネットワーク I/F	① 100BASE-TX/1000BASE-T に対応した RJ45 ポートを 1 個内蔵すること。 ② 無線 LAN、モデムを内蔵して <u>いない</u> こと（内蔵されているものは一切不可とする）。
USB	・USB3.2×3 ポート以上 ・USB2.0×1 ポート以上
ディスプレイ	・フルHD液晶で 21.5 型以上であること。 ・1,024×768 ドットの表示が可能であること。
キーボード	・USB 接続であること。 ・109 日本語キーボードであること。
マウス	・スクロール機能付 USB マウスであること。
その他	① サージ対応の OA タップを用意すること。 ② 構成を実装する上で、必要となるアダプタ類/ケーブル類/電源コード等をすべて含むこと。 ③ PC/AT 互換機であること。 ④ OS は Microsoft Windows 11 Pro 64bit を装備すること。 ⑤ 再セットアップ用媒体を添付すること。

項目	仕様
	⑥ 遠隔操作ソフトウェアとして PALLET CONTROL クライアントソフトをインストールし正常に動作すること。 なお、ソフトウェアライセンス、インストールメディアは、新規に準備しインストールすること。 ⑦ 機構から配付されるソフトウェアをインストールし、問題なく動作すること。 ⑧ 照合情報読取装置を接続できること。（インタフェースは USB2.0 準拠とする。）

6-2-1-2 ソフトウェア仕様

全てのソフトウェアが OS 上で問題なく動作し、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から配付されるソフトウェアと連携し正常動作すること。

項目	仕様
OS	① Microsoft Windows 11 Pro (64bit 版) を使用すること。 ② 再セットアップ媒体を添付すること。
照合情報読取装置制御ソフト	・6-2-1-3 に記載するソフトウェアの制御が可能なこと。
IC カード制御	・IC カード及び IC カードリーダー/ライタの制御が可能なこと。
バックアップソフト	・イメージバックアップを取れるソフトを含むこと。
その他	① すべてのソフトウェアが OS 上で問題なく動作すること。 ② 本仕様を実現するために必要なソフトウェアをすべて含むこと（各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど）。 ③ 機構から配付されるソフトウェアと連携し、問題なく動作すること。

6-2-1-3 照合情報読取装置

機構の指定製品（富士通㈱製 住基ネット用操作者認証装置 V3（ガイド有）

FAT13FLJL1、AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1 インストール A28792SM

（FAT13FPJL1 月額保守 週 5 日 8:30～17:30）、AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアパック A287C2SL）を調達すること。

6-2-1-4 IC カードリーダー/ライタ（オープン型）

項目	仕様
カード搬送方式	・手動搬入/手動排出方式であること。
適合カード	・ISO/IEC14443 準拠 IC カード（タイプ B）
インタフェース	・業務端末に接続するインタフェースとして USB1.1 以上に準拠し、IC カードリーダー/ライタと通信するためのドライバソフトウェアのインタフェースとして PC/SC に準拠していること。
供給電源	・USB インタフェースを通じて業務端末からの電源供給
動作温度	・5～35℃
動作湿度	・35～85%（結露がないこと）
伝送プロトコル	・業務端末と IC カードリーダー/ライタ間の伝送プロトコルについては規定しない。

項目	仕様
	・ IC カードリーダー/ライターと IC カード間の伝送プロトコルは、ISO/IEC14443-4 に記載されている伝送プロトコルに準拠すること。
電界強度	・ IC カードリーダー/ライターから放射される電磁波の電界強度は、電波法施工規則にて規定された、誘導式読み書き通信設備のうち、設置に際し総務大臣の許可を要しないものであること。
互換性	・ 機構による動作確認を受けていること。
その他	・ 動作に必要な機器/ケーブル/制御ソフト等をすべて含むこと。

6-2-1-5 テンキーパッド

項目	仕様
インタフェース	・ USB1.1 準拠であること。 ・ テンキーパッドの操作者と業務端末間の距離を考慮し、0.8m以上のケーブル長を有すること。
供給電源	・ USB インタフェースを通じて業務端末からの電源供給であること。
その他	・ 0~9のキーを有すること。 なお、0~9以外のキーについては、特に規定しない。

6-2-2 ネットワークプリンタ

業務端末とネットワークで接続すること。

項目	仕様
出力用紙サイズ	・ A4 片面に対応していること。
解像度	・ 600dpi 以上であること。 ・ モノクロであること。
最大印字速度	・ A4 片面 28 枚/分以上であること。
用紙カセット	・ 1 以上とすること（標準ホッパを添付している場合、増設ホッパは不要）。
ページ縮小機能	・ 「A3→A4」の縮小が可能であること。
インタフェース	・ 100BASE-TX、USB2.0 以上の各インタフェースを装備していること。
その他	① プリンタドライバが Windows 11 Pro、Windows Server 2022 に対応していること。 ② LAN 接続インタフェースを装備していること。 ③ Windows 11 Pro、Windows Server 2022 で動作可能であること。 ④ 上位機器との動作を保障すること。 ⑤ 19 インチラックに入る形状であること。

6- 2- 3 ローカルプリンタ

業務端末と USB ケーブルで接続すること。

項目	仕様
出力用紙サイズ	・ A4 片面に対応していること。
解像度	・ 600dpi 以上であること。 ・ モノクロであること。
最大印字速度	・ A4 片面 28 枚/分以上であること。
用紙カセット	・ 1 以上とすること（標準ホッパを添付している場合、増設ホッパは不要）。
ページ縮小機能	・ 「A3→A4」の縮小が可能であること。
インタフェース	・ 100BASE-TX、USB2.0 以上の各インタフェースを装備していること。
その他	① プリンタドライバが Windows 11 Pro、Windows Server 2022 に対応していること。 ② LAN 接続インタフェースを装備していること。 ③ Windows 11 Pro、Windows Server 2022 で動作可能であること。 ④ 上位機器との動作を保障すること。 ⑤ 19 インチラックに入る形状であること。 ⑥ 機器接続に必要なアダプタ類/ケーブル類/電源コード等を全て含むこと。

6- 2- 4 端末管理サーバ

6- 2- 4- 1 端末管理サーバハードウェア

項目	仕様
形状	・ 19 インチラックマウント型とすること。 ・ サイズは 1U であること。
CPU	・ インテル社製 Xeon E-2414 と同等以上の性能を有しているプロセッサを 1 個以上搭載していること。 ・ 64 ビットバージョンの製品であること。
メモリ	・ 8GB 以上搭載すること。
ハードディスク	① SAS 対応であること。 ② 回転数が 15,000rpm 以上であること。 ③ RAID5 構成であること。 ④ RAID5 構成時の使用可能容量が 300GB 以上あること。 ⑤ 内蔵していること。
ディスクコントローラ	① RAID5 対応であること。 ② PCIe 2.0(x8)、SAS 6GB/秒、SATA 6GB/秒に対応していること。 ③ キャッシュ容量が 512MB 以上あること。
外部記録装置	・ CD-ROM/DVD-ROM/DVD-RAM を読み書きできるドライブを内蔵していること。
バックアップ装置	① ネットワークドライブとして端末管理サーバからマウントできること。 ② RAID5 対応であること。

項目	仕様
	③ 容量は非 RAID 構成で 4TB 以上あること。
拡張スロット	・ PCI Express 3.0 (x8 レーン, x16 ソケット) に 1 スロット以上の空きがあること。
ネットワーク I/F	・ 100BASE-TX/1000BASE-T に対応した RJ45 ポートを 2 個以上内蔵すること。
USB	・ USB 3.0 対応を 3 ポート以上、USB2.0 対応を 1 ポート以上装備すること。
CRT	・ アナログ RGB (ミニ D-Sub15 ピン) を 1 ポート以上装備すること。
最大消費電力	・ 500W 以下であること。
シリアルポート	・ RS-232C D-sub 9 ピンを 1 個装備すること。
ディスプレイ、キーボード及びマウス	① LCD コンソールユニット (液晶ディスプレイ、キーボード及びマウスを 19 インチラック 1U 以内に搭載した機器) であること。また、端末管理サーバと接続し、ラックに取り付けできること。 ② 液晶ディスプレイは 17 インチ以上で、1,280×1,024 ドット (SXGA) の表示が可能であること。 ③ キーボードは、87 キー日本語キーボードであること。 ④ マウスは、光学式マウスであること。
無停電電源装置	① 皮相電力 1,200VA 以上とし、UPS を制御するソフトウェア及びサーバに接続するケーブルを付属すること。 ② 端末管理サーバと接続し、電源管理ソフトによるスケジュール運転・サーバ起動・停止が実施できること。 ③ サイズは 19 インチラック 2U 以内とし、ラックに取り付けできること。
その他	① 電源部を冗長化すること。 ② サーバ本体の障害兆候 (CPU、メモリ、ハードディスクなどの異常) を認識することができ、電子メール等で障害情報を事前に保守会社又はシステム管理者に通報ができること。 ③ 構成を実装する上で、必要となるアダプタ類/ケーブル類/電源コード等を全て含むこと。 ④ 全ての機器をラックに設置するために必要な付属品を添付すること。

6- 2- 4- 2 ソフトウェア仕様

- ① 以下の端末管理ソフトウェア機能要件を満たすソフトウェアを用意すること。
- ② 全てのソフトウェアが OS 上で問題なく動作し、機構から配付されるソフトウェアと連携し正常動作すること。
- ③ 費用の積算にあたっては賃貸借期間内の保守費用及びクライアントアクセスライセンスを見込むこと。
- ④ 本仕様を実現するために必要なソフトウェア (各接続機器の制御ドライバソフトなど) を全て含むこと。
- ⑤ 賃貸借期間内の技術的な問い合わせ、パッチ提供に係る費用を見込むこと。

項目	仕様
OS	① Microsoft Windows Server 2022 Standard (64bit 版) を装備していること。 ② 再セットアップ媒体を装備すること。 ③ OS のイメージバックアップが出来るソフトウェアを付属すること。 ④ ウイルス・スパイウェア対策ソフトウェアを付属すること。
操作プロセス管理機能 (ファイル操作ログ)	・リアルタイムで端末の操作履歴を収集、表示、保管が可能なこと。
資産管理機能	・端末のハードウェア・ソフトウェアの情報を収集し、資産台帳自動作成が可能なこと。
アプリケーション稼働管理機能	・リアルタイムで端末の使用アプリケーションを表示できること。また、そのアプリケーションの使用頻度がわかるように集計が可能なこと。
プリントログ管理機能	・端末単位に、使用ユーザ名、出力プリンタ、出力日時、印刷ファイル名、印刷枚数等を記録できること。
セキュリティパッチ及びファイル配付機能	・OS ベンダーが提供するセキュリティパッチを自動的にインストール可能なこと。
ウェブコンソール機能	・ウェブブラウザから端末の稼働状況を参照できること。
デバイス制御機能	・端末の CD、FD、MO 等のデバイスの使用禁止や、USB や PC カード接続の使用禁止を、端末毎に設定可能なこと。
遠隔操作機能	・管理端末より、遠隔で業務端末の GUI 操作等が可能であること。ただし、特定の CPU 等の機能 (例 インテル社 vPro) を使用せず、可能であること。

7 その他

機構から配付されるソフトウェアは以下のとおりである。設定業者がインストールした際に問題なく動作する機器を調達すること。

7-1 業務端末

機能/製品名	バージョン	製造元	ライセンス数
ファイルデリバリソフト			
ESMPRO/DeliveryManager クライアント	6.2	日本電気(株)	32
ウイルス除去・検出ソフト			
FFRI yarai	3.5.3	FFRI(株)	32
WindowsDefender		マイクロソフト	

以上

別紙1 業務端末設置場所及び台数

項	設置場所、所属名	業務端末 台数	ネットワー クプリンタ 台数	ローカル プリンタ 台数
1	青森市長島一丁目 1-1 青森県庁舎東棟 3 階 財務部市町村課	1		1
2	青森市新町二丁目 4-30 青森県庁舎北棟 1 階 財務部中央県税事務所	2		1
3	青森市大字石江字江渡 5-1 こども家庭部中央児童相談所	1		1
4	青森市新町二丁目 4-30 青森県庁舎北棟 6 階 健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課	1		1
5	青森市第二間屋町四丁目 11-6 健康医療福祉部東津軽保健所	1		1
6	青森市長島二丁目 10-3 フコク生命ビル 4 階 健康医療福祉部中央福祉事務所	1		1
7	青森市新町二丁目 4-30 青森県庁舎北棟 1 階 観光交流推進部観光政策課（旅券窓口）	2	1	
8	弘前市大字蔵主町 4 弘前合同庁舎 2 階 財務部中南県税事務所	1		1
9	弘前市大字下白銀町 14-2 健康医療福祉部中南福祉事務所	1		1
10	弘前市駅前町 9-20 弘前合同庁舎別館ヒロロ 3 階 観光交流推進部観光政策課弘前分室（旅券窓口）	1	1	
11	八戸市大字尻内町字鴨田 7 八戸合同庁舎 1 階 財務部三八県税事務所	1		1
12	八戸市大字尻内町字鴨田 7 八戸合同庁舎 1 階 健康医療福祉部三戸福祉事務所	1		1
13	八戸市大字尻内町字鴨田 7 八戸合同庁舎 1 階 観光交流推進部観光政策課八戸分室（旅券窓口）	2	1	
14	五所川原市栄町 10 五所川原合同庁舎 1 階 財務部西北県税事務所	1		1
15	五所川原市末広町 14 健康医療福祉部西北保健所	1		1
16	五所川原市栄町 10 五所川原合同庁舎 2 階 健康医療福祉部西北福祉事務所	1		1
17	五所川原市栄町 10 五所川原合同庁舎 1 階 観光交流推進部観光政策課五所川原分室（旅券窓口）	1	1	
18	十和田市西十二番地 20-12 十和田合同庁舎 1 階 財務部上北県税事務所	1		1
19	十和田市西二番町 10-15 健康医療福祉部上北保健所	1		1
20	上北郡七戸町字蛇坂 55-1 健康医療福祉部上北福祉事務所	1		1

青森県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器賃貸借仕様書

項	設置場所、所属名	業務端末 台数	ネットワーク プリンタ 台数	ローカル プリンタ 台数
21	十和田市西十二番地 20-12 十和田合同庁舎 1 階 観光交流推進部観光政策課十和田分室（旅券窓口）	1	1	
22	むつ市中央一丁目 1-8 むつ合同庁舎新館 1 階 財務部下北県税事務所	1		1
23	むつ市中央一丁目 3-33 むつ健康福祉庁舎 2 階 健康医療福祉部下北福祉事務所	1		1
24	むつ市中央一丁目 1-8 むつ合同庁舎新館 1 階 観光交流推進部観光政策課むつ分室（旅券窓口）	1	1	
25	青森市新町二丁目 4-30 青森県庁舎北棟 8 階 総務部行政経営課第 2 サーバ室	5	1	1
	計	32	7	19